

第2章 発災後の東京都の対応



救助活動を行う機動隊員（発災直後）

- 第1節 被災地支援現地事務所の設置
- 第2節 人的支援（発災初期）
- 第3節 人的支援（応急対策期）
- 第4節 被災地への物的支援、火葬協力、がれきの受入れ
- 第5節 発災直後の都内避難者支援

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 の巨大地震が 10m を超える大津波、そしてレベル 7 の原子力発電所事故を引き起こし、未曾有の被害をもたらした。被災地では、人的・物的被害はもとより、生活・産業・行政などの基盤の多くが失われ、地域社会が崩壊するほどの甚大な被害が生じた。

首都東京は、電力、農林水産物等の供給の多くを被災地に依存してきた。その東京が全国の前頭に立って被災地を支援することは当然であるとの思いから、都は、機を逸することなく被災地が必要とする支援を全力で行った。

- 都は、発災後直ちに、警視庁及び東京消防庁による救出救助活動、東京 DMAT などによる医療支援等を開始するとともに、日常生活に直結する道路・河川・港湾施設や上下水道等の復旧支援に着手した。また、交通網が寸断されるなか、食料、医薬品等が不足する被災地に救援物資を搬送した。
- 被災地から都内に避難してくる方々のため、都は、3 月 17 日以降、東京武道館、調布庁舎（味の素スタジアム）及び東京国際展示場（東京ビッグサイト）で避難者の緊急受入れを開始した。その後、都内の宿泊事業者の協力を得て旧グランドプリンスホテル赤坂や、事業者施設等でも避難者の受入れを行うとともに、都営住宅等への受入れも開始した。
- 甚大な被害を受け、混乱が続く被災地からの支援要請を的確に把握し、迅速かつ効果的な支援活動に結びつけるため、都は、3 月 22 日以降、宮城県、福島県、岩手県の順に現地事務所を設置し、職員が常駐して情報収集に当たることで、都の被災地支援の基礎を構築した。
- 被災地では、避難所に人があふれ、義援物資の仕分け・搬入等を担う人員も不足しており、都は 4 月 2 日以降、特に被害が大きく行政機能が著しく低下していた岩手県陸前高田市並びに宮城県南三陸町、石巻市及び気仙沼市に一般行政職員の短期派遣を開始した。被災地の状況は刻々と変化し、支援業務は当初の避難所支援から、り災証明書発行業務などへと移行した。
- 大震災の影響は被災地にとどまらず、サプライチェーンの寸断や計画停電、風評被害等の形で首都圏、日本全体にまで広がった。都は、都内の震災影響に対応しつつ、同時に被災地を支援する「二正面作戦」に取り組んでいく考えを 3 月 29 日に発表した。そして、直ちに取り組むべき課題を集約した「東京緊急対策 2011」を 5 月 27 日に公表した。
- 東日本大震災への対応は、都庁全体が総力を挙げて取り組むべき課題であり、総務局がその要として総合調整を担うこととなった。被災地支援については、現地のニーズが応急復旧から復興へと移行する中、より効果的かつ効率的な支援を行うため、8 月 1 日に庁内の総合調整を行う専担部署として、総務局内に復興支援対策部を設置した。

平成 23 年 4 月から、1 週間程度のローテーションで計 1,675 名の職員を被災自治体へ派遣し、がれき撤去・清掃、支援物資の搬入・搬出・仕分け、り災証明書の発行、義援金支給などの業務の支援を実施した。

(※短期派遣者の支援活動については、第 2 節 3(6)「被災地避難所運営等支援」を参照)

(3) 職員の中長期派遣に係る調整

都は、震災直後から職員の短期派遣を開始し、あわせて日常生活に直結する道路や上下水道等の応急復旧に向けて、技術職員の派遣も行った。

その後、被災自治体の行政機能が徐々に回復するに従い、人的支援のニーズは、地域を支える社会インフラの本格復旧、被災者の生活再建策の実施など、復興に向けた施策へと移行したが、依然として被災地のマンパワー不足は深刻であった。

こうした中、被災自治体からは職員の中長期派遣が求められるようになり、現地事務所がニーズを汲み取った上で、岩手県及び宮城県に対しては平成 23 年 6 月から、福島県及び宮城県仙台市に対しては同年 8 月から、技術職、医療職、事務職等の中長期派遣を開始した。

また、一般行政職員の短期派遣は平成 23 年 11 月で全て終了する一方、平成 24 年 9 月 1 日付けで技術系任期付職員を採用し、岩手、宮城、福島各県内の 10 市町村への長期派遣を開始した。

(※派遣された職員及び任期付職員の支援活動については、第 3 章及び第 4 章を参照)

(4) 中長期派遣職員のメンタルケア

中長期で派遣された職員の中には、初めての単身赴任生活や、介護の必要な家族を都内に残しているなど、様々な事情を抱えたまま、被災地の慣れない環境において困難な業務に従事する職員が数多くいた。こうした中、平成 25 年 1 月には、他県から被災地に派遣されていた職員が宿舎で命を絶つ痛ましい事故が発生した。

このため、派遣職員が精神的にも安定して働けるよう、都として職員のメンタルヘルス研修を実施することとした。

平成 25 年度以降、毎年 1 回、派遣職員を対象とした「メンタルヘルス講習会」を開催し、東京都職員共済組合事務局の精神保健相談員が講師となり「ストレスへの対処法」や「こころの病気」などについて講義を実施。職員からはストレスとうまく向き合うことができるようになったとの意見が出された。

この講習会は、各県の本庁や被害が大きかった沿岸部の出先機関等に分かれて勤務する中、同じ派遣職員同士が近況を報告しあう交流の場としても、大変意義あるものとなった。



メンタルヘルス講習会

第2節 人的支援 (発災初期)

1 人命救出救助活動等の支援

(1) 広域緊急援助隊 (警備部隊) 及び特別警備部隊の派遣

ア 背景

東日本大震災の発生に伴い、被災地を管轄する公安委員会から援助の要求を受け、警視庁では速やかに必要な広域緊急援助隊を編成し、発災から約2時間後には第一陣として121名の機動隊等を派遣した。その後も、広域緊急援助隊及び特別警備部隊を派遣して、平成26年5月14日までの間、宮城、岩手、福島各県において、救出救助及び捜索活動等の各種警察活動に当たった。

また、福島第一原子力発電所の水素爆発事故を受け、経済産業省から原子炉建屋への放水活動の要請があったため、放水技術・知識に優れた者として選抜された機動隊員等11名を3月16日から派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年3月11日から 平成23年3月21日まで	平成23年3月22日から 平成26年5月14日まで	平成23年3月16日から 平成23年3月18日まで
派遣先	岩手県、宮城県	岩手県、宮城県、福島県	福島県
実 績	広域緊急援助隊 (警備部隊) 539名	特別警備部隊 17,442名	放水部隊 11名

ウ 活動内容

被災地は余震が多発し作業が度々中断される上、津波で流された材木等で道路が塞がれている等厳しい環境の中、重機で道路啓開を行いながら活動に当たった。

救出救助活動では、各種装備資機材や災害救助犬を活用するとともに、警察用航空機 (ヘリコプター) に機動隊員が搭乗し、被災者を吊り上げるホイスト救助等を行ったほか、自力で行動できない小さな子供や老人等を発見した際には、担架を使って避難させるなどの救助活動を行った。

行方不明者の捜索は、多数のがれきりや津波による浸水等が妨げになる等厳しい条件下での活動となったが、一人でも多くの被災者を救出するため、倒壊家屋を一軒一軒確認するなど、全力で捜索活動に当たった。

また、福島第一原子力発電所の事故現場では、高い放射線量が計測される極めて困難な状況の中、使用済み燃料貯蔵プールに対して、高圧放水車による放水活動を実施した。



救助活動を行う機動隊員



原子炉建屋に向かう機動隊

担当者コメント

現場へ向かうバスの中では、「これが現実なのか。」というほど凄惨な被災地の状況に、誰一人として口を開く者はいなかった。また、放水活動では辺り一面真っ暗闇の中、目に見えない敵 (放射能) と戦うことができたのは、警察官としての誇りと使命感、そして全国民からの期待と願いが私達を支え、力に変えてくれたからと感じた。

(2) 広域緊急援助隊（交通部隊）及び特別交通部隊の派遣

ア 背景

平成23年3月11日、宮城県公安委員会からの援助の要求を受け、広域緊急援助隊（交通部隊）第1次先発部隊を宮城県へ派遣した。その後、6月3日までの間、第14次にわたり派遣するとともに、それ以降は、広域緊急援助隊に替えて、交通対策全般を担当する特別交通派遣部隊を12月26日まで、第16次にわたり派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年3月11日から12月26日まで			
派遣先	宮城県			
実 績	広域緊急救助隊（交通部隊）	延べ	85日間	676名 車両326台
	特別交通派遣部隊	延べ	196日間	471名 車両197台

ウ 活動内容

平成7年の阪神・淡路大震災の際は、広域緊急援助隊が設置されておらず、発災直後に被災地への車両流入規制が行われなかったことから、救助活動等に多大な支障を来したが、東日本大震災では、発災直後から全国の広域緊急援助隊（交通部隊）が大量に派遣されたことで、救助活動等のための緊急交通路を早期に確保することができた。

各種交通対策に従事した多くの隊員は、直接的な救助・捜索活動に加わりたいというもどかしさや悔しさを感じながらも、「自分たちの活動が救助・捜索活動を支えている」という思いで、各種交通対策にあたった。また、地方都市では、ライフラインとともに交通手段としての車両が生活上不可欠であり、交通整理に当たる隊員の姿が被災地の住民等に「安全・安心」を与えた。



検問状況



通行許可証の発行

(3) 広域緊急援助隊（刑事部隊）の派遣

ア 背景

警視庁では東日本大震災の発生直後から、犠牲者が多数になることが予想されたため、死体に係る専門的知識を有する警察官である検視官を隊長とした広域緊急援助隊（刑事部隊）を編成し、宮城県内7施設において検視活動を実施した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年3月12日から9月13日までの間（186日間）		
派遣先	宮城県（7施設）		
実 績	派遣数 延べ3,642名（第1次～第30次部隊、最大で第3次部隊4箇班50名）		

ウ 活動内容

東日本大震災では、検視場所となる体育館等の建物の崩壊が相次いだことから、人目に触れることなく検視、検案、引き渡しまでを可能とする施設を容易に設営できず、困難な環境における検視活動となった。

また、初期の部隊は、最小限度の装備資器材しかなかったため、体育館のボール入れとベニヤ板で応急ストレッチャーを作成するなど、現場のあらゆるものを活用して作業を進める必要があった。また、ほぼ全てのご遺体が泥まみれであったため、プールの水などを使い、ご遺体をきれいにした上で検視を行った。



検視台の設置

担当者コメント

毎日終わることのない検視を続ける中、精神的にも肉体的にも疲労が溜まり、取扱いに集中力が欠けてきていたところ、ある捜査員が棺の中にぞっと折鶴を入れるのを見て、ハッとなった。捜査員が棺の中に入れていた折鶴は、被災地のことを考えて、その捜査員の家族が折って持たせてくれたものであるということを知り、改めて自分たちの使命、そして「検視をしたご遺体を何としてでも家族の元に返す」という気持ちを奮い立たせ、最後まで検視の作業に従事することができた。

(4) 航空隊による被災地支援活動

ア 背景

宮城県公安委員会、岩手県公安委員会、福島県公安委員会からの援助の要求並びに警察庁から派遣要請を受けて、航空隊のヘリコプターによる救助・捜索活動等を行った。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 12 日から平成 24 年 5 月 13 日までの間、延べ 131 日間			
	岩手県	宮城県	福島県	警察庁
派遣人数 (延べ)	124 名	213 名	240 名	22 名
航空機数 (延べ)	27 機	51 機	48 機	5 機
内 容	救助・捜索活動、要員の搬送、警衛等			

ウ 救助事例

平成 23 年 3 月 12 日、宮城県仙台市若林区荒浜地区においてヘリコプターによる救助・捜索活動を行っていたところ、ビル屋上で手を振る 3～4 名の男女を発見。彼らが指し示す方向を見ると、がれきの中に頭部が見える女性を発見したため、救助隊員が降下し近くに埋もれていた子供とともに救助し、病院へ搬送した。母子ともに一昼夜の間がれきに挟まれていたため、極度の疲労と寒さで震えが止まらず言葉も発することができない状況だった。

(5) 原子力発電所対策及び被災地支援活動

ア 背景

3 月 12 日、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、福島県公安委員会からの要請を受け、NBC テ

口捜査隊を中心とした放射線等の専門知識を有する部隊として、公安機動捜査隊を派遣した。部隊は12日深夜に出発し、13日早朝には福島県警南相馬警察署に到着。福島県警と連携して、福島第一原発周辺の避難所等の放射線量測定や被ばく防護措置、避難誘導等に従事した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年3月12日から7月12日まで
派遣先	福島県 (測定箇所 90か所、測定回数 延べ 2,234回)
実 績	派遣数 延べ693名



避難救助状況

ウ 活動内容

(ア) 第一期（3月13日から3月15日まで）

福島第一原発から約30km圏内（南相馬市、双葉町、浪江町、川俣町等）における放射線量測定、福島県警察警察官への放射線測定器等の操作要領や被ばく防護等の指導、福島第一原発から20km圏内の避難措置が講じられていない施設等の放射線量測定や警察活動の可否判断、避難誘導を行った。

(イ) 第二期（3月16日から4月6日まで）

福島第一原発から約20km（警戒区域外）から約50kmに所在する南相馬市、相馬市、川俣町、葛尾村、飯館村の避難所、警察活動拠点等の放射線量測定、主要幹線道路の被災状況調査、救援物資搬送車両や復旧工事関係者等が通行する地域の放射線量測定を実施した。



県道35号線の道路破損状況

(ウ) 第三期・第四期（4月7日から7月11日まで）

南相馬署管内及び双葉署管内における行方不明者捜索部隊の安全確保のため、捜索部隊の活動前及び活動中における放射線量測定、捜索支援後の定期測定を実施。その後、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の警察活動拠点や放射線量が高い場所における測定を行った。



放射線量測定

担当者コメント

第一期派遣は、3日間の車中泊であったが、現地で災害対策に従事する警察職員の中には、家をなくしている職員、家族の安否がわからない職員、住民の避難誘導時に行方不明になっている職員等がいた。そんな状況の中、南相馬警察署の家族が握ってくれた塩おにぎりの差し入れに、同じ警察官として「できる限りのことをやろう」と部隊全員が団結し、士気高く任務を遂行することができた。

(6) 被災地における治安維持活動

ア 背景

宮城県公安委員会、福島県公安委員会からの警戒警備活動援助の要求を受け、両県へ自動車警ら隊を派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 18 日から平成 24 年 3 月 16 日まで	平成 24 年 3 月 16 日から 6 月 28 日まで (4 月 6 日から同月 18 日を除く)
派遣先	宮城県 10 署 (仙台中央署ほか 9 署)	福島県 1 署 (双葉警察署)
実 績	派遣数 延べ 19,880 名 車両数 延べ 8,984 台	派遣数 延べ 1,055 名 車両数 延べ 516 台

ウ 活動内容

被災地における治安対策として、仮設住宅及び避難所の立ち寄り警戒、検挙活動、交通事故扱い、拾得物扱い、迷い人・迷子の保護、遺体収容時の現場保存等を行った。

担当区内の住民から「警視庁のパトカーが見回ってくれているので、不審者を見かけなくなりました。」「パトカーの赤灯を見ると安心です。これからもよろしくお願いします。」などパトロールに対して感謝の声を数多く頂き、隊員の励みとなった。

(7) 被災地への特別派遣（行方不明者の捜索・治安維持）

ア 背景

警視庁広域緊急援助隊の派遣に続き、平成 23 年 3 月 23 日からは特別派遣部隊として機動隊等を派遣し、行方不明者の捜索のほか、警戒区域における検問や警ら活動等の治安維持活動に当たった。

イ 派遣実績

	岩手県	宮城県	福島県
期 間	平成 23 年 3 月 31 日から 平成 24 年 2 月 10 日まで	平成 23 年 3 月 23 日から 平成 24 年 2 月 8 日まで	平成 23 年 3 月 23 日から 平成 26 年 5 月 14 日まで
実 績	延べ約 47,000 名	延べ約 41,000 名	延べ約 92,000 名

ウ 活動内容

平成 24 年 2 月 8 日までの間、岩手、宮城、福島各県において、行方不明者の捜索活動を行うとともに、被災地の治安維持のため、パトカーや徒歩による警ら活動や検問に加え、仮設住宅の訪問、巡回活動等による被災者支援を行った。また、福島第一原発事故に伴い設定された警戒区域内においても、無人となった民家・店舗に対する窃盗事件の防止等のため、同様の警戒活動を行った。

同年 2 月 13 日以降は、発災直後に大規模な捜索活動ができなかった福島第一原発周辺地域において、放射性粉じん用防護服を着用して捜索を実施するとともに、警戒区域及び計画的避難区域の治安維持活動を行った。



行方不明者捜索活動

(8) 福島県警察への医療班応援派遣

ア 背景

被災地の警察職員は連日休む間もなく災害対応に追われ、体調を崩した者や持病がある者も病院に行くことが出来ず、健康面での支援を行う必要が生じた。このため、福島県公安委員会の援助要求に基づき、医師1名、保健師2名、カウンセラー1名、警察官3名の計7名を医療班として派遣し、福島県警察職員の健康相談対策を実施した。



健康相談・カウンセリング

イ 活動内容

平成23年3月23日から同月25日までの3日間、4か所の警察署において臨時の健康相談所を設置し、健康相談・カウンセリングを実施したほか、警察庁共済組合診療所・警視庁共済組合診療所の協力を得て、持参した薬剤を必要により処方した。受診者数は、健康相談が延べ180名、カウンセリングが延べ85名となった。

担当者コメント

健康相談・カウンセリングを実施した場所が道場だったので、並んでいた人や周囲にいた人に内容が漏れないように気をつけた。相談者は私生活でも大きな不安を抱えており、今回は応急的な支援であったが、本来の生活を取り戻すためにはまだ時間がかかるため、長期的な支援の必要を感じた。

(9) 被災者支援部隊「警視庁きずな隊」の派遣

ア 背景

被災者からの生活安全相談等への対応や避難所内でのトラブル防止等に当たるため、特に被害が甚大な宮城県警察本部の警察署に支援部隊「警視庁きずな隊」を派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年3月31日から6月2日まで
派遣先	宮城県内7警察署
実 績	派遣数 延べ190名

ウ 活動内容

避難所や仮設住宅において長期間生活している被災者を訪問し、行方不明者の安否確認や生活安全相談等への対応、各種トラブルの防止、防犯アドバイスやミニ防犯講話等イベントの実施などを通じて、被災者の不安を軽減し、住民間における「地域の絆」の醸成を図った。また、自警団との合同パトロールを実施したほか、震災に便乗した「悪徳商法」「詐欺」に対する



防犯講話

注意喚起等のチラシや防犯ブザー、自転車チェーンロック等の防犯グッズを配布し、被災者の自主防犯意識の高揚を図った。

担当者コメント

派遣直後は、我々が避難所に入ることに難色を示していた避難所責任者や避難者と徐々に打ち解けることができ、帰京間近には積極的に避難所の中に入るよう責任者から依頼された。

(10) 緊急消防援助隊（陸上部隊、航空隊等）の派遣

ア 背景

平成23年3月11日午後3時40分、消防庁長官が全国20の都道府県知事に対し、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の出動指示を行った。その後も部隊を追加投入し、3月25日の第6次出動指示まで、被災3県（岩手、宮城、福島）以外の44都道府県に対し、出動指示を行った。

消防庁長官の都知事に対する出動指示を受けて、東京消防庁は宮城県気仙沼市地震津波被災現場、千葉県市原市液化石油ガスタンク火災現場、新潟県庁、岩手県陸前高田市地震津波被災現場、静岡県庁、福島県東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故現場並びに福島県本宮市及び福島市の救急搬送拠点（自主避難支援）へ、全88日間、部隊数806（隊）、車両等503（台・機・艇）、人員3,174名を派遣した。



部隊の集結状況

イ 派遣実績及び活動内容

(ア) 宮城県気仙沼市地震津波被災現場

期 間	平成23年3月11日から4月24日まで
実 績	延べ520隊 2,078名
活動内容	現地災害対策本部における他道府県隊の活動の調整 津波による要救助者の検索・救助 大規模延焼火災の消火活動 等

第1次派遣隊の東京都隊長は、3月12日午前9時に気仙沼市災害対策本部に到着した。当時、気仙沼市鹿折地区では津波により倒壊した家屋のがれき、陸地に打ち上げられた船舶、車両等から漏洩した燃料等により大規模な火災が発生しており、気仙沼市災害対策本部長（気仙沼市長）から火災対応の命を受け、東京都隊は、火災の延焼阻止に従事した。3月14日には延焼を阻止できたことから、残火処理及び火災警戒活動を行うとともに、その後は検索・救助活動への従事部隊を徐々に増やしていった。

鹿折地区では、津波が引いた後も地盤沈下により低地部分が浸水しており、津波による倒壊を免れた建物に住民が孤立



気仙沼市火災の状況

したため、消火活動と並行して社会福祉施設等を優先した救助活動を行った。孤立した建物に取り残された住民はヘリコプターによる吊り上げ救助を行うとともに、浸水により陸上部隊の対応が困難な場所では、水難救助隊が検索活動等を実施した。

担当者コメント

気仙沼中央公民館では400人以上もの要救助者がいる中、数名ずつしか救出できないという焦りともどかしさを抱きながら救助活動を行った。避難者の方々が自らの判断で、避難者全員の氏名を書いたメモの作成、水が引いたタイミングでのがれき撤去、ヘリの離着陸用スペース確保などの行動をしてくれたことで、震災から3日目で全員の救助を完了できた。

(イ) 岩手県陸前高田市地震津波被災現場

期 間	指揮支援隊：平成 23 年 3 月 12 日から同月 31 日まで 航空部隊：平成 23 年 3 月 12 日から 5 月 13 日まで
実 績	指揮支援隊及び航空部隊
活動内容	現地災害対策本部における派遣部隊等の活動支援 消防ヘリからの情報収集活動、物資輸送、患者搬送等

岩手県陸前高田市では、現地災害対策本部における派遣部隊等の活動支援及び消防ヘリからの情報収集活動、孤立地域からの患者及び医師の搬送、物資輸送等を実施した。



陸前高田市市街地の状況

担当者コメント

岩手県への派遣で大雪が降った際、ヘリは格納庫ではなく野外に係留していたため、当然機体にも雪が積もった。機体にはカバーをかけていたものの、メインローター（プロペラ）用のカバーはなく除雪に大変苦勞した。揚力を発生させる非常に重要でデリケートな部分であるため、振動や揚力分布の不均衡による機体への影響を考え、取り残しのないよう全て手作業で行った。手袋の中にまで水が染み込み、とても辛い作業ではあったが、被災地での活動のために万全の状態に機体を飛ばすのだという思いで、慣れない寒冷地での整備作業に当たった。

(ウ) 千葉県市原市液化石油ガスタンク火災現場

期 間	平成 23 年 3 月 11 日から同月 13 日まで
実 績	陸上部隊及び水上部隊
活動内容	消防艇「みやこどり」による冷却放水活動 無人走行放水車（ドラゴン）による放水活動

千葉県市原市のコスモ石油株式会社千葉製油所のLPG貯蔵タンクで爆発事故が発生し、11基のタンクが炎上、隣接するタンク等にも延焼の危険があった。こうした状況を受け、



LPG貯蔵タンク延焼状況

消防庁長官から緊急消防援助隊の出動が指示され、消防救助機動部隊をはじめとした陸上部隊及び消防艇「みやこどり」の水上部隊を派遣した。

水上部隊は3月12日に消防艇からの冷却放水活動を実施。陸上部隊は爆発の危険性により火点に接近できなかったため、スーパーポンパーにより吸水した海水を無人走行放水車（ドラゴン）に送水して放水活動を行った。なお、火災は3月21日にタンク内のガスが全て消費されて鎮火した。



消防艇からの放水活動

(1) 原子力発電所事故への対応

ア 背景

平成23年3月11日の大津波により、福島第一原発の原子炉1号機から5号機までの全交流電源が喪失状態となり、冷却装置が使用不能となった。これに伴い、12日には1号機、14日には3号機で水素爆発、15日及び16日には4号機で火災が発生し、各原子炉建屋内の使用済み燃料の過熱が危惧される状況となった。

東京電力株式会社だけでは原子炉建屋内の使用済み燃料の冷却が困難となり、自衛隊や警視庁等による放水活動とともに、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣が要請され、3月19日から25日までの間、全国7の消防本部による使用済み燃料プールへの放水活動が行われた。

東京消防庁は、消防機関として最初に現地での放水活動を行う部隊として活動するとともに、現地における関係機関等との調整及び他消防本部の放水活動の支援を行った。

イ 派遣実績及び活動内容

(ア) 部隊派遣の概要

3月12日、原子力安全・保安院が消防庁災害対策本部に対し、原子炉施設を冷却するための装備を持った部隊の派遣要請を行った。これを受けて、午後2時50分に消防庁長官から東京消防庁へ部隊の派遣要請がなされ、消防救助機動部隊等から8隊28名が現地に向けて出場した。また、3月16日には貸与依頼を受けた特殊災害対策車が出発したが、午後3時36分に1号機の原子炉建屋で水素爆発が発生したことから、出場要請が取り消され、午後6時00分に全体引揚げとなった。

その後、3月17日夜、内閣総理大臣から東京都知事に対し、施設の冷却を目的とした消防隊の派遣要請があり、都知事がこれを受諾。これを受け、18日午前0時50分に消防庁長



原子炉建屋放水の想定訓練



放水部隊の出場



防護衣等の着装

官から東京消防庁に対して派遣要請が入り、消防救助機動部隊等から計 32 隊 139 名を出場させた。

(イ) 原発敷地内での活動

震災発生から1週間が経過していたが、依然として情報が錯そうしており、発電所内の詳細な状況は把握できていなかった。こうした中、緊急避難用に特殊災害対策車（鉛で放射線を遮蔽）を最前線に配置した上で、測定専従隊員が放射線量を測定しながら活動を開始し、3月19日から同月25日まで合計5回、総放水量4,000トン超の放水を行った。燃料プールへの冷却では、岸壁から3号機まで、がれきなどで車両が通行できない350mについて、長さ50m、重さ約100kgのホースを隊員が手作業で延長せざるをえない状況となった。東京消防庁は緊急時の人命救助のための被ばく量を最大基準100mSv/hとしていたが、基準を超えた隊員はいなかったものの、隊員の被ばくの危険がより高い状況下での活動となった。

活動後の測定では、全隊員の被ばく量は最大でも29.8mSv/hであり、基準を超えることなく活動を終えた。



現地対策本部での作戦会議

(12) 福島県自主避難支援

ア 背景

福島第一原発事故の発生後、平成23年3月15日からは、発電所から半径20kmから30kmまでは屋内退避区域であったが、政府が3月25日に屋内退避区域内住民の自主避難の促進方針を打ち出し、これに伴い、入院患者等が区域外へ避難するための救急搬送需要の増大が予想された。このため、緊急消防援助隊として救急隊が派遣されることとなった。



東北自動車道走行中の派遣部隊

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 26 日から 5 月 27 日まで
実 績	延べ 82 隊、254 名

ウ 活動内容

3月26日に第1次派遣として救急隊10隊等を本宮市に派遣し、屋内退避区域内の救急需要に対応した。

4月7日以降は、救急車が津波により使用不能となった相馬市内の救急要請への対応及び計画的避難区域での自力避難困難者への個別訪問活動（自衛隊医師、福島県保健師、市役所職員等に救急救命士が同行し巡回診療）を実施した。福島第一原発から30km圏内での活動となったことから、個人線量計による線量管理、活動時の服装管理等、隊員の安全管理を徹底した。



相馬市内での活動状況

4月21日以降は、本宮市から福島市に待機場所を変更し、7都県隊による輪番制で救急要請に対応した。

担当者コメント

救急救命士が単独で活動する任務（自衛隊医師等と連携した巡回診療）では、血圧計、パルスオキシメーターの携行が必須であり、車両積載資器材により対応したが、一方では、緊急消防援助隊車両としての資器材も維持しておく必要があった。こうした経験を通じて、任務に応じた携行用資器材の準備が必要であると感じた。

2 医療等支援（東京 DMAT・医療救護班・医療支援職員等の派遣及び輸送）

東日本大震災の発災直後より、東京 DMAT や医療救護班を派遣するとともに、政府の依頼により羽田空港における広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運用を行った。その後も各被災地等へ医療救護班やこころのケアチーム、医療支援職員等の様々な専門分野の職員を派遣し、医療救護活動を行った。

(1) 東京 DMAT の派遣

ア 派遣実績

宮城県気仙沼市	平成 23 年 3 月 11 日から同月 19 日まで	12 隊
福島県第一原子力発電所	平成 23 年 3 月 18 日から同月 28 日まで	2 隊
千代田区九段会館	平成 23 年 3 月 11 日	2 隊
町田市大型スーパー	平成 23 年 3 月 11 日及び 12 日	2 隊

イ 活動内容

災害時の専門的なトレーニングを受けた医師や看護師がその場で救命処置等を行う災害医療派遣チーム「東京 DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害医療派遣チーム)」を各被災地へ派遣した。

発災直後から東京 DMAT 指定病院に対して待機要請しており、東京消防庁からの要請に基づき宮城県気仙沼市へ東京 DMAT を派遣。緊急消防援助隊と連携して、要救助者の救援・救護活動を行った。さらに、福島第一原発事故現場や建物崩落による傷病者が発生した千代田区九段会館と町田市の大型スーパーに出勤し、医療救護活動を実施した。

被災地での活動を通じて、厳しい環境の中で自己完結型の活動が可能となる移動手段と医療資機材、食料等の装備が必要であると認識され、現在では、全ての東京 DMAT 指定病院に DMAT カーが配備されている。



医療機関への搬送

(2) 医療救護班の派遣

ア 派遣実績

		宮城県気仙沼市	岩手県陸前高田市	福島県相馬市	東京都内
期 間		平成 23 年 3 月 14 日 から 6 月 30 日まで	平成 23 年 3 月 29 日 から 6 月 17 日まで	平成 23 年 4 月 5 日 から 5 月 10 日まで	平成 23 年 3 月 12 日 から 同 月 14 日まで
班 数		29 陣 100 班	19 陣 33 班	5 陣 6 班	7 班
人 数	内 医 師	130	50	6	8
	内 看 護 師 等	164	58	7	12
	内 事 務	52	11	5	4
	合 計	346	119	18	24
派 遣 先	気仙沼市立病院、 避難所（気仙沼総合体育館等）	県立高田病院仮設診療所、 避難所等	相馬中央病院、避難所等	羽田空港 SCU	
備 考				内閣府からの要請	

イ 活動内容

東京都医師会、東京都薬剤師会との連携により、宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市及び福島県相馬市へ、急性期から慢性期まで、その時々々の現地の医療ニーズに合わせて医師、看護師、薬剤師等で構成される医療救護班を派遣した（都立・公社病院からは計 179 名を派遣。これらを含めて、都内病院全体から合計 483 名を派遣。）。

また、政府の依頼に基づき、被災地の重症患者等を広域に搬送して対応するため、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を羽田空港に設置した。この設置・運用において、医療救護班として医師、看護師等（都立病院からは期間合計 21 人）を派遣し、被災地から自衛隊機により搬送された患者への診療等を行った。

現地で適時適切な医療救護活動を実施していく上で、医療ニーズを的確に把握するとともに、それに合わせた医療救護班の編成や医薬品投入等の調整を担う人材が必要と認識された。その経験も踏まえ、現在では、災害医療コーディネーターが設置されている。さらに、地区医師会や区市町村等との



SCU の立ち上げ



必要物資の積み込み



気仙沼市での医療救護活動

緊密な連携体制が不可欠であると認識され、二次保健医療圏ごとに「地域災害医療連携会議」が創設された。

担当者コメント

今回の派遣で一番重要な仕事と感じたのは、災害現場において医師・看護師の医療業務を全面的にサポートしていくことに加え、現地スタッフとの調整、どこにどれだけの支援が必要か見極める「災害医療ロジスティクス」である。医療に携わるものは皆誰かのためにと思いを抱いている人ばかりであり、ぜひ今後も私たちを有効活用し、支援を続けていって頂きたいと思っている。

(3) 医療支援職員の派遣

日本小児救急医学会からの依頼により、診療支援のため平成23年3月18日から同月26日まで医師3名を宮城県立こども病院等へ、いわき市医師会からの依頼により、医療支援のため3月29日から同月31日まで病院経営本部顧問1名を福島県いわき市に派遣した。

担当者コメント

被災地支援に行きたいという強い思いを持つ東京都の医師はたくさんいる。自分は4月1日の東京医師アカデミー辞令交付式で被災地に関する話をしたが、若い医師たちも真剣に話を聞いていた。しかし、個人で活動して力を発揮するのは非常に難しいため、そうした医師たちをチーム化して派遣できるシステムの構築が必要だと考える。

(4) 検案医の派遣

ア 派遣実績

期 間	平成23年3月13日から7月5日まで
派遣先及び実績	岩手県 14名、宮城県 39名、福島県 6名

イ 活動内容

被災地における遺体の検視・検案が滞っていたことから、各被災地からの要請に基づき、監察医を派遣して検案業務を行った。検案とは、事故や災害、死因が分からずに死亡した方等に対し死因を特定することで、これに基づき死体検案書（死亡診断書）が作成される。

被災地では、多くの遺体を傷みが進む前に検案する必要があり、限られた時間の中で検案業務を鋭意行った。また、ライフラインが寸断されており、遺体をきれいにするための水もない環境において、アルコールや手袋など、検案に必要な物資についても支援を行った。

担当者コメント

監察医務院から常勤医1名を被災地に常時派遣し、また非常勤医師も日本法医学会等の別ルートから被災地に派遣されている状況で、通常業務である23区内の検案業務の人的な体制を確保するのに苦労をした。

(5) 医療救護班、医薬品及び機材の輸送

ア 輸送実績

期 間	平成 23 年 3 月 14 日から 4 月 26 日まで
実 績	東京都内から岩手県一関市及び宮城県気仙沼市まで計 13 回

イ 活動内容

宮城県気仙沼市からの依頼により、医療救護班の派遣を支援するため、観光バスによる医師、看護師、事務職員、医薬品及び機材の輸送を実施した。

平成 23 年 3 月 14 日、警察車両による先導の下、緊急車両以外は通行禁止の東北自動車道を運行し、岩手県一関市及び宮城県気仙沼市に向けて第一陣の医療救護班を輸送した。

担当者コメント

緊急輸送ということもあり運行内容の情報が錯綜する中、第 2 陣では福島第一原発の影響を回避するため、関越自動車道から日本海東北自動車道を経由し、山形県を抜け宮城県から東北自動車道へ入るルートで計 1,800km、28 時間の過酷な運行となったが、誰一人辛い顔をすることなく、無事故で役目を終えたことは本当に良かった。

苦勞した点は、運行予定が間際まで決まらないことや急速変更になったこと、また、第 2 陣では、燃料不足のため給油できるガソリンスタンドを探し回ったこと等である。被災地支援に東京都の一員として協力できたことを大切にしたい。

(6) 保健師チームの派遣

ア 背景

平成 23 年 3 月 12 日、被災県からの派遣要請を受けて、厚生労働省から全国自治体に対して保健師の派遣可否について照会がなされた。都は、阪神・淡路大震災以降、都区合同の保健師チームを派遣してきた実績があるが、東日本大震災では被害が甚大かつ広範囲に及び、日々被害状況が明らかになっていく中で班編成を増やしていく必要性があったため、特別区の単独チームや市町村保健師の参加など、新たな体制を組んで取り組んだ。

3 月 15 日の都単独チームによる福島県田村市への派遣を皮切りに、3 月 23 日には宮城県気仙沼市へ都区合同チームを派遣するなど、避難所等における健康相談や衛生管理、全戸家庭訪問による在宅被災者の健康相談、心の相談等の保健活動、被災自治体の保健衛生業務への支援を実施した。



避難所での健康相談

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
派遣先	3 県 9 自治体 (岩手県宮古市、宮城県気仙沼市、石巻市、東松島市、福島県田村市、相馬市、いわき市、双葉町、広野町)
実 績	111 チーム、延べ 382 名 (区市町村職員、保健師以外の職種を含む)

ウ 活動内容

避難所の感染予防に関しては、一般住民はもとより、避難所管理運営を担当していた職員も公衆衛生に関する経験は少なく、「消毒剤を手につければ、とりあえず大丈夫」といった状況があった。このため、ライフラインの制約を考慮しながらの手洗いの励行、ポンプ式液体石鹸の常備、共有タオルの廃止、清潔・不潔区域のゾーニングなどを指導し、感染症予防対策の普及に取り組んだ。

また、被災地域の家庭訪問や仮設住宅での巡回訪問などにより、健康相談、心の相談、血圧測定など、避難者からの幅広い相談に対応した。仮設住宅での巡回訪問では、住み慣れた地域から遠い仮設住宅に入らざるを得なかったこと、生活スタイルが大きく異なること、また、生活の見通しの立たないまま仮設住宅に移っても避難所のように食べ物の支給はなく光熱水費も負担しなければならないこと等の現実があり、コミュニティづくりを意識した保健活動が必要であった。

その他、被災自治体の保健活動体制の再構築や保健事業再開に向けての支援も実施した。



避難所内を巡回



仮設住宅の巡回訪問

担当者コメント

今回の震災は、被害が甚大かつ広範囲に及び、これまでの被災地支援の経験では対応できない状況であった。派遣要請が次々と入り、一時に複数の被災地へ複数のチームを派遣するという初めての経験となった。

役場機能そのものを支援する活動に加え、町保健師の支援及び公衆衛生チームや保健所への長期派遣等新たな経験を通じて、発災時の保健所の役割や派遣活動のあり方を考える機会となった。

(7) こころのケアチームの派遣

ア 背景

平成23年3月23日、厚生労働省及び岩手県と調整の上、岩手県陸前高田市に医師、保健師、看護師、精神保健福祉士などからなる多職種の「こころのケアチーム」を派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年3月23日から平成24年3月30日まで
派遣先	岩手県陸前高田市
実 績	62チーム、399名（主に都立の精神保健福祉センター、都立病院職員を中心として、11の民間病院からも参加）

ウ 活動内容

被災によって機能しなくなった精神医療の補填、精神医療機関の業務支援や、被災した精神障害者・精神疾患患者への対応、災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える被災住民への対応、支援者への支

援などを実施した。

陸前高田市では市の職員の3分の1が死亡又は行方不明となっており、本来支援する側の職員の負担や疲労も大きいことから、現地の要請を受けて職員向けのストレスチェックやカウンセリング等も実施した。

東京都こころのケアチームの派遣終了に当たっては、市内に作られた心療内科等への引継ぎや、岩手県こころのケアセンターへの引継ぎにより、支援が途切れることのないよう対応を行った。

(8) 児童相談所職員の派遣

ア 背景

被災県からの要請により、被災した児童に関する相談やこころのケア等に対応するため、児童福祉司、児童心理司の派遣を実施した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 26 日か ら同月 30 日まで	平成 23 年 4 月 12 日か ら同月 15 日まで	平成 23 年 6 月 6 日か ら同月 10 日まで	平成 23 年 8 月 1 日か 平成 24 年 3 月 31 日 まで
派遣先	岩手県	宮城県	宮城県	宮城県中央児童相談所
実 績	児童福祉司 1 名 児童心理司 1 名	児童福祉司 2 名	児童福祉司 1 名 児童心理司 1 名	児童心理司 1 名

ウ 活動内容（児童心理司の例）

乳幼児健診を活用し、保護者から震災の影響による子供の変化について相談を受ける業務を行った。また、震災により保護者がいずれも亡くなったり行方不明になった震災孤児を中心に家庭訪問を行い、子供の心理的ケアや養育者へのアドバイス等を行った。

その他、療育手帳判定や、育成・性格行動相談、虐待、非行相談等の、児童相談所における通常の児童心理司業務についても支援を行った。



ミーティングの様子

担当者コメント

東京都においてもいざ震災が起こったとき、それぞれの機関だけでは対応できない案件もあると考えられるので、事前に福祉・医療・母子保健・教育等、各分野の関係機関の連携が重要であると感じた。

(9) 薬剤師班の派遣

ア 背景及び活動内容

医療救護班に薬剤師が同行し、医薬品の管理・調剤及び服薬指導等を行った。また、一般医薬品の供給や公衆衛生業務にも関わった。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 29 日から 6 月 30 日まで	平成 23 年 4 月 29 日から 6 月 30 日まで
派遣先	岩手県陸前高田市	宮城県気仙沼市
実 績	24 班、58 名	13 班、34 名

(10) スクールカウンセラー・臨床心理士等の派遣

ア 背景

被災県教育委員会等から、児童・生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルス等についての協力要請を受けて、スクールカウンセラー及び臨床心理士等の派遣を行った。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 18 日 から同月 22 日まで	平成 23 年 5 月 30 日 から 6 月 17 日まで	平成 23 年 4 月 3 日 から 12 月 2 日まで	平成 23 年 4 月 10 日 から同月 13 日まで
派遣先	福島県教員委員会	福島県教員委員会	宮城県教員委員会	岩手県大槌町教育委員会
実 績	スクールカウンセラー 6 名	スクールカウンセラー 58 名	臨床心理士等 18 班、延べ 88 名	心理職 2 名

ウ 活動内容

児童・生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルスケアを実施した。また、学校再開に当たっての今後の心のケアの方向性について課題の検討に当たった。

担当者コメント

避難所や学校を訪問して話を聞くと、自身も被災しているにもかかわらず、必死で在籍生徒の安否を確認し、昼食もままならず駆け回り、学校再開の準備をしている教員の姿があった。教員自身が疲弊しきってしまったときの子供への影響は計り知れず、教員への支援の必要性を感じた。

(11) 介護職員の派遣

ア 背景及び活動内容

厚生労働省からの要請に基づき、福祉避難所において高齢者に対する食事や排泄の介助、その他の生活支援をするため、介護職員などを派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 10 日から 7 月 28 日まで
派遣先	宮城県気仙沼市内 福祉避難所 2 か所
実 績	24 陣 延べ 240 名（都や区市町村の職員のほか、民間施設の職員で構成）

(12) 福祉職員の派遣

ア 背景

福島第一原発の事故による避難区域（20km圏内）に位置する障害者施設等が、順次千葉県へ避難することとなり、厚生労働省を通じて福島県からの協力要請を受け、千葉県内の避難所に福祉職員等を派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 27 日から平成 24 年 1 月 20 日まで
派遣先	千葉県内の避難所 1 か所
実 績	6 泊7日を1クールとし、43 陣 延べ 324 名（東京都社会福祉事業団及び民間社会福祉法人の福祉職員）

ウ 活動内容

避難所において、知的障害者の生活支援業務として、食事、トイレ、入浴等の介助及び日中活動や余暇活動の支援のほか、洗濯や清掃等の後方支援を行った。

避難先の建物は障害者用に作られた建物ではないため、利用者の把握が難しい構造であり、また、階段・浴室には手すりがなく、移動介助・入浴介助を行う際、安全への配慮が特に必要だった。

担当者コメント

何回かの現地確認の際、見知らぬ土地で、慣れない建物、設備環境の中で、さらに、今後の見通しが立たない中でも、避難してきた現地の施設職員からは利用者を精一杯支援していくという気持ちが伝わり、自分も少しでも役に立ちたいという思いで派遣職員の確保、スケジュール調整や宿泊先確保などの調整を行うことができた。

また、避難してきた施設関係者だけでなく、福島県の職員とも調整する機会が多々あり、現在でも震災時の対応について参考になる話を教えてもらうこともあるなど、危機管理体制の構築に向けて役立っている。

3 緊急復旧支援

(1) 水道事業技術者の派遣

ア 背景

大都市で災害が発生した際の相互応援の覚書や日本水道協会からの要請等に基づき、各被災自治体に対し緊急給水支援及び緊急復旧支援を実施した。

イ 派遣実績

① 宮城県仙台市

応急給水支援	平成 23 年 3 月 12 日から 4 月 1 日まで 給水車 延べ 12 台、人員 延べ 39 名
応急復旧支援	平成 23 年 3 月 16 日から 4 月 1 日まで 車両 延べ 28 台、人員 延べ 49 名



避難所での応急給水（仙台市）

② 福島県いわき市

応急給水支援	平成 23 年 3 月 22 日から 4 月 18 日まで 給水車 延べ 6 台、人員 延べ 20 名
応急復旧支援	平成 23 年 3 月 26 日から 4 月 6 日まで 車両 延べ 24 台、人員 延べ 36 名

③ 千葉県浦安市

応急復旧支援	平成 23 年 3 月 16 日から同月 22 日まで 車両 11 台、人員 延べ 19 名
--------	---

④ 茨城県稲敷市

応急復旧支援	平成 23 年 3 月 12 日から同月 14 日まで 給水車 1 台、人員 2 名
--------	---

ウ 活動内容

都及び請負業者の技術者と車両により支援を行った。支援車両は、優先的に給油を受けられる環境ではあったが、車両燃料の確保が困難であった。また、給油のための交通渋滞の影響も受けた。全天候型のタイヤを装備していたが、降雪により丘陵地域への給水に支障が生じることもあった。

都と仙台市水道局は定期的に震災訓練等による交流を行ってきたこともあり、復旧支援活動をスムーズに行うことができた。

また、いわき市での巡回給水活動では、給水車に同乗した地元町会長の指示を受けながら、一人暮らしの高齢者宅への給水活動も行った。行政単独による巡回給水には限界があり、こうした自治会等と連携した給水活動は有効であった。

その他、大量の水を運ぶことが困難な高齢者や女性等に対しては、職員が玄関先まで容器に入った水を運ぶなど、できる限り住民に寄り添った給水支援を心掛けた。

担当者コメント

初めての災害派遣を通じて、いかにライフラインが重要であるかということを感じ知らされた。給水活動に従事している間、水は一滴も無駄にできない貴重な存在であった。



避難所での応急給水（いわき市）



漏水箇所の掘削（浦安市）

(2) 下水道事業技術者の派遣

ア 背景

「大都市災害時相互応援に関する協定」や「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、都が有する技術力、組織力を生かして、被災地の下水道施設の応急復旧や本復旧を支援した。

イ 派遣実績

① 宮城県仙台市

期 間	平成 23 年 3 月 12 日から同月 27 日まで
実 績	延べ 246 名（都職員）

第2節 人的支援（発災初期）

② 千葉県浦安市

期 間	平成 23 年 3 月 25 日から 4 月 11 日まで
実 績	延べ 2,261 名（都職員、東京都下水道サービス株式会社及び下水道メンテナンス協同組合の社員）

③ 千葉県香取市

期 間	平成 23 年 4 月 11 日から同月 18 日まで
実 績	延べ 352 名（都職員、東京都下水道サービス株式会社及び下水道メンテナンス協同組合の社員）

ウ 活動内容

宮城県仙台市では、甚大な被害を受けた下水道機能の早期回復を目的として、下水道管やマンホールの被害状況を把握するための目視による調査を 112km にわたり実施した。千葉県浦安市及び香取市では、液状化等により閉塞・損傷した下水道管の機能回復を目的として、下水道管内を清掃するとともに、被害状況を把握するためテレビカメラを用いた調査（浦安市 43km、香取市 2.3km）を実施した。



現場調査状況（仙台市）



液状化によって突出した人孔（浦安市）

担当者コメント

慣れない寒さの中での調査等大変なことも多かったが、派遣された職員が職種の垣根を越えて協力して作業を完遂できた。地元の方から大変喜ばれ、温かいお言葉をいただくこともあり、調査の励みになった。

(3) 仮設住宅建設協力職員の派遣

ア 背景及び活動内容

震災発生後の平成 23 年 3 月 17 日から、応急仮設住宅建設を支援するため、都営住宅建設部門の職員を被災県へ派遣し、現地における建設候補地の事前調査、現場監督、完了確認等を実施した。



仮設住宅

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 17 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで
実 績	計 103 名（福島県 98 名、宮城県 5 名）

(4) 被災宅地危険度判定士の派遣

ア 背景

宮城県から広域支援の調整依頼を受けた国土交通省の要請に基づき、被災宅地の危険度判定のための職員を派遣した。

東京都では、危険度判定の実施主体となる区市町村と支援を行う都とで構成する「東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会」を設置しており、都からの要請を受け、都に加えて 3 区 3 市（台東区、世田谷区、豊島区、

八王子市、町田市及び調布市）の職員が派遣されることとなった。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 23 日から 4 月 3 日まで
派遣先	宮城県仙台市太白区及び青葉区
実 績	延べ 82 名（都及び 3 区 3 市の職員）

ウ 活動内容

都は 228 宅地について危険度判定を実施し、調査箇所の 25%が危険度大（立ち入りが危険）、30%が危険度中（立ち入る場合は十分注意）、45%が危険度小（被災程度は少ない）との判定を行うとともに、判定ステッカーを外部に表示し、宅地の利用者への二次被害、隣接宅地の利用者や通行者等の第三者への被害の軽減防止に努めた。

被害状況を迅速かつ的確に把握し、住民へ情報を提供することで、二次災害等の被害の軽減・防止のみならず、復旧対策の基礎資料として活用された。



被災宅地危険度判定作業（仙台市）



判定結果表示状況

担当者コメント

被災現場では日没前までに判定業務を終了させる必要があり、作業時間が限られているため、判定作業と住民対応をスムーズに進める必要があるが、土地・建物所有者からは「家の再建費用はどこから出るのか」「ガス・水道はいつ復旧するのか」、また近隣の方からは「自分の家屋も調査してほしい」など、被災者の切実な訴えがあり、判定作業以外にも被災された住民への丁寧な対応が求められた。

また、東京とは異なる気象条件や不慣れな土地での自動車運転、被災地での危険を伴う作業となるため、常に体調管理には留意しておくことが重要だと感じた。

(5) 学校再開支援

ア 背景

東京都教育委員会では、東日本大震災後直ちに実施可能な支援メニューの検討を進め、岩手県、宮城県及び福島県の教育委員会へ職員を派遣して被災県の教育ニーズの把握を行い、支援活動を実施した。

イ 派遣実績

派遣先	岩手県及び宮城県
実 績	延べ 166 名（都及び 1 区 6 市の職員）

ウ 活動内容

岩手県の学校再開、宮城県の教員派遣支援室運営等のため、指導主事・管理主事・学事事務職員等を派遣した。また、都区市連携のもとに区市の職員を派遣した。

（6）被災地避難所運営等支援

ア 背景

被災自治体が深刻な人手不足に陥っている中、一日も早い復旧・復興に向け効果的に活動ができるよう、現地の活動を支援する職員の派遣を行うこととした。特に被害が大きく行政機能が著しく低下していた岩手県陸前高田市並びに宮城県南三陸町、気仙沼市及び石巻市に対し、被災地支援現地事務所が把握した現地のニーズを踏まえ、平成23年4月から短期職員派遣を行った。また、5月から福島県南相馬市、6月から福島県庁、7月からは宮城県仙台市への短期派遣を開始した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年4月から同年11月まで
派遣先及び実績	延べ1,675名 (岩手県) 陸前高田市 延べ415名 (宮城県) 南三陸町、気仙沼市、石巻市、仙台市 延べ1,148名 (福島県) 南相馬市、福島県庁 延べ112名

ウ 活動内容

職員7名程度で班を編成。各班はおおむね1週間程度のローテーションで派遣され、各被災自治体の指揮命令のもと現地ニーズに沿った業務に従事した。

被災地での業務に従事するに当たっては、移動手段、食糧、宿泊場所の確保など多くの困難があったが、派遣職員に対して現地環境や注意事項等に関する随時最新の情報提供を行い、安心して活動に専念できるよう努めた。



がれき撤去



支援物資搬入

（業務内容の例）

- ・避難所運営サポート
- ・県庁における事務支援
- ・支援物資の搬入・搬出・仕分け
- ・がれきの撤去・清掃
- ・り災・被災証明書の発行
- ・仮設住宅関係業務
- ・生活再建支援業務
- ・県外避難者支援業務
- ・その他現地の要請に基づく業務



り災・被災証明書発行



生活再建支援金受付

担当者コメント

日々刻々と状況が変化する中で、短期間で派遣職員が交代していく状況にあっては、業務の引継ぎが大きな課題となっていた。このため、り災証明書の発行業務では、業務マニュアルやQ & Aを作成するとともに、現場において次陣への引継ぎを行うなど、職員の努力と工夫により、業務の継続性を確保できた。混乱している被災自治体の職員に負担をかけない点においても、意義があった。

⑦ 学校施設等の応急危険度判定調査等

ア 背景

震災発生時、学校施設は春休み期間のところが多く、すぐに使えるかどうかの判断は求められていなかったが、発災から1か月が経ち、今後の復興に向けて学校施設等の修繕や工事の必要が生じることが予想され、建物の被害状況や安全性の確認等が必要となった。被災県だけでは十分な人員が確保できないため、宮城県教育委員会及び岩手県大槌町教育委員会からの要請に基づき、現地調査を行う職員を派遣した。



建築職による建物調査

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 10 日から同月 13 日まで 及び 5 月 1 日から同月 3 日まで	平成 23 年 4 月 7 日から同月 29 日まで
派遣先	岩手県（大槌町）	宮城県（仙台市、大崎市、美里町）
実 績	延べ 6 名（建築、土木、電気、機械職）	延べ 14 名（建築職）

ウ 活動内容

教育施設の被災状況調査、応急危険度判定など、現地調査を実施した。

担当者コメント

地元の自治体の職員は寝る間も惜しんで積極的に対応を行っていたことから、派遣職員も、モチベーションを高くして、調査を行うことができた。

⑧ 被災建築物応急危険度判定

ア 背景

10 都区市被災建築物応急危険度判定協議会からの支援要請を受け、被災した建築物を調査し、余震などによる倒壊の危険性、外壁・窓ガラスの落下や付属設備の転倒等の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的被害を防止するため、宮城県に判定員を派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 23 日及び 24 日
派遣先	宮城県女川町
実 績	13 名（都 5 名、特別区 8 名）

ウ 活動内容

193 棟の建物について判定を行い、判定結果については、危険（赤）、要注意（黄）、調査済（緑）のステッカーを建築物の見やすい位置に表示し、歩行者に対しても建築物の危険性を周知した。



4 その他の人的支援

(1) 災害廃棄物（生活ごみ）処理支援

ア 背景

都は過去の災害時支援の経験から、発災当初は、し尿処理対策が重要となるが、発災から3～4週間後には復旧に向けてゴミ処理が大きな課題となることを理解していた。このため、発災直後から大規模な災害廃棄物の処理支援のための方策や体制構築に向けた準備を進め、事前に協定を締結していた仙台市からの支援要請を受け、区市町村や関係団体の協力を得て災害廃棄物の収集・運搬支援を行った。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 17 日から 5 月 7 日まで
派遣先	宮城県仙台市
実 績	収集作業員・運転手等 延べ 309 名 清掃車両 延べ 114 台 (都、区市町村及び関係団体の合計)

ウ 活動内容

津波被害に遭った地域では、海水に浸った布団や畳、衣類、電化製品、家具類など、通常の 50 倍以上の生活ごみが排出され、道路や家の庭先に山のように野積みされていた。

これら災害廃棄物を被災現場や公園・運動場などの一次仮置場で収集し、沿岸部に設置された二次仮置場や清掃工場まで運搬する作業を実施した。

収集に当たっては、ごみ種別（可燃系ごみ、不燃系ごみ、金属くず、家電等）ごとに収集したが、仙台市による分別の周知と指導が徹底されたため、排出をスムーズに行うことができた。

また、災害廃棄物の迅速な処理に不可欠な二次仮置場の近くに仮設焼却炉を設置し、二次仮置場を効率的に運用することで、仙台市は被災地の中でもいち早く処理を完了することができた。



浸水地域での積み込み



一次仮置場での積み込み



二次仮置場への搬入

担当者コメント

家屋から津波被害に遭った家財等を積み込むときは、できる限り住民の立会いのもと清掃車に積み込んだが、時折、それは残して欲しいという声がかかった。思い出の品だったのかもしれない。

また、支援現場では、未だ大きな余震が続いている時期であったため、全ての清掃車両に無線機を積み込み、安全確認を行いながら作業を行った。

(2) 都民ボランティアの派遣

ア 背景

被害の大きかった地域や被災者を支援するため、都は東京ボランティア・市民活動センターとの間で協定を締結し、都民ボランティアを被災地に派遣する「都民ボランティア事業」を実施した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 5 日から 7 月 15 日まで
主な活動地域	宮城県東松島市、石巻市、気仙沼市、岩手県一関市、陸前高田市
実 績	参加者数 延べ 1,207 名 (男性 762 名、女性 445 名)

ウ 活動内容

都民ボランティア事業は、交通網や施設等が甚大な被害を受け、一般のボランティアによる活動が困難な時期に、被災地に負担をかけることのないよう、現地への交通手段、宿泊先、活動用物資等を確保した上で被災地に入り活動を行う「自立型ボランティア」を派遣するプログラムである。

一週間単位で 17 期まで被災地へ派遣し、現地の高校や保健センター、旅館等を拠点として、各被災県・市町村の災害ボランティアセンターの協力の下、様々なボランティア活動を実施した。



(写真出典：東京ボランティア・市民活動センター報告書)

第3節 人的支援（応急対策期）

1 医療等支援

(1) 公衆衛生チームの派遣

ア 背景

震災後の宮城県では、県内8つの保健所を医師6人で運営している状況が続き、大分県から公衆衛生医師が派遣されていた。平成23年5月以降、同県の後を受ける形で、厚生労働省からの依頼を受け、都が公衆衛生チームを派遣することとなった。

都の公衆衛生チームは、現地避難所等への直接的な支援にとどまらず、「被災地における公衆衛生システムの再構築」を目的として、医師をはじめ、保健師、薬剤師などの多職種チームによる支援に取り組んだ。



避難所での健康相談



避難所での巡回健康調査

イ 派遣実績

期 間	平成23年5月7日から平成24年3月30日まで
派遣先	宮城県石巻保健所
実 績	合計24チーム、59名（医師、保健師、薬剤師、栄養士など）※1週間交替（期間内後期は1か月交替）

ウ 活動内容

避難所における感染症・食中毒対策などの災害時業務や管内市町の保健活動支援を行ったほか、市町村の地域保健対策に関する情報分析、中期的計画策定の支援、関係機関の意見交換の支援等を通じて、地域保健システムの再構築への企画調整支援を実施した。

担当者コメント

都保健所が考える地域保健システムとは異なる中で、災害後の体制整備を支援していくためには、短期間での交代要員による支援では限界がある。現地職員に寄り添い、一定の時間を共有することで、地域の特性を理解することが可能となり、現地が真に必要としている支援を見出すことができるものと痛感した。

(2) 動物保護班の派遣

ア 背景

福島第一原発事故の発生により、半径20km圏内の警戒区域の自宅に犬猫を残したまま避難した飼い主がいたことから、環境省及び福島県からの要請を受け、動物愛護相談センターの職員を派遣し、犬猫の保護活動を実施した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 5 月 21 日から平成 24 年 5 月 24 日までの期間内に数日程度の派遣を 7 回実施
実 績	獣医師及び技能員 延べ 26 名

ウ 活動内容

飼い主の一時帰宅にあわせて、警戒区域に立ち入り犬猫を収容するとともに、放れた犬の野犬化を防止するため、捕獲器等を用いた捕獲収容を行った。警戒区域内での活動は、防護服を装着し、放射線量をチェックしながらの実施となった。



保護猫のスクリーニング検査



捕獲器設置作業

担当者コメント

都職員による警戒区域内への立ち入りは、東京消防庁等の災害対応職員以外では初めてであった。同区域内においては防護服の着用が必須であり、特に暑さの中で放射線量に神経を使いながらの作業は困難を極めた。

(3) 手話通訳者の派遣

ア 背景

被災地における聴覚障害者を支援するため、厚生労働省から都道府県へ手話通訳者等の派遣に対する協力依頼があり、都が区市町村及び関係団体に呼びかけた結果、東京手話通訳等派遣センターから派遣を行うこととなった。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 6 月 2 日から同月 7 日まで
派遣先	福島県相馬市
実 績	手話通訳者 2 名

ウ 活動内容

福島県相馬市の避難所等における対応のほか、市内に居住する聴覚障害者宅の訪問調査、地域の聴覚障害者協会が主催する情報交換会及び市主催の「放射能に関する説明会」における手話通訳を実施した。

(4) 介護保険事務支援職員の派遣

ア 背景

介護保険事務が逼迫している現地からの要請に基づき、全庁的な枠組みの短期派遣での対応（平成 23 年 6 月 6 日から 7 月末まで）に引き続き、介護保険事務に精通する職員を宮城県石巻市へ派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 8 月 2 日から 9 月 13 日まで
派遣先	宮城県石巻市
実 績	6 名

ウ 活動内容

石巻市介護保険課において、被保険者証の再交付や利用者負担額の免除などの各種申請書の窓口受付及び証明書の発行・交付事務の支援を実施した。

2 その他の人的支援

(1) 選挙事務支援職員の派遣

ア 背景

被災地では災害対応や復興事業が最優先事項であったことから、特に被害が深刻であった地域においては、平成 23 年の統一地方選挙を当初予定どおりの期日で実施することが不可能となった。このため、国は震災特例法を制定し、選挙の実施期限を延期することとした。

こうした中、総務省、都道府県選挙管理委員会連合会、指定都市選挙管理委員会連合会による被災自治体に対する物的・人的支援の検討が開始され、総務省から示された職員派遣スキームが合意された。同スキームを通じて要望を受け、都内区市町村選挙管理委員会と調整を図り、選挙資機材等の物的支援及び職員派遣による人的支援を行った。

イ 派遣実績（区市町村職員を含む）

	岩手県	宮城県	福島県
派遣先	釜石市、大槌町	石巻市、気仙沼市など 8 市町	相馬市、南相馬市など 6 市町村
実 績	4 人	67 人	17 人

《参考》平成 23 年度 被災 3 県における選挙件数：56 件

ウ 活動内容

岩手県陸前高田市の津波で消失した選挙資機材について、都選管が物的支援の取りまとめを行い、投票箱や投票用紙交付機・計数機など、都内区市町村等から物品 40 品目、約 9,000 点が提供された。

派遣された職員は、現地選管を補佐して、選挙準備事務、期日前投票事務、不在者投票事務、開票事務などを行い、震災特例法に定められた期限までの選挙実施を支援した。それに当たっては、現地選管が保有するノウハウを最大限尊重し、次回以降の選挙が現地の職員により円滑に行われるよう配慮した。

ウ 活動内容

被災地の安全・安心を確立するためのパトロール機能の強化、被災地における安全で円滑な交通の確保、震災に乗じた犯罪の取締り強化への取組を実施した。

(3) 消防職員の応援派遣（双葉地方広域市町村圏組合）

ア 背景

東日本大震災の発生以来、福島県の大双葉地方広域市町村圏組合では、消防職員の早期退職や消防団活動の休止等により、地域の消防力が低下する状況となったが、その一方で、復旧・復興活動の進展に伴い、平成24年4月から警戒区域等避難指示区域の見直しが図られたことで、住民の立ち入り規制が緩和され、以前にも増して火災の発生等が懸念されるようになった。

こうした状況を受け、東京消防庁と双葉地方広域市町村圏組合との間で派遣協定を締結し、全国消防派遣隊として消防職員の応援派遣を実施した。

イ 派遣実績

期 間	全国消防派遣隊 平成25年3月31日から10月1日まで（全16次） うち東京消防庁 計10回、125日間
派遣先	双葉地方広域市町村圏組合 （管轄地域：福島県広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村）
実 績	全国消防派遣隊 延べ64隊、195名 うち東京消防庁 計10隊、30名

ウ 活動内容

派遣隊員は、原発災害等に係る専門知識を有し、資機材の取扱いに習熟している部隊から選抜され、巡回による火災警戒及び火災発生時の消火活動を実施した。

担当者コメント

2週間という短い期間ではあったが、双葉消防の方とも貴重な情報交換ができた。そして職員の皆さんと一緒に業務に携わり、派遣中の宿泊施設においても色々とお気遣いをいただき、我々もずっと双葉に勤務している気持ちになった。

その中で気付いたことは、双葉消防の皆さんも今回の被災者であり、避難者であるということである。管内にある自宅には戻れず、家族は避難先にいるため、単身赴任の方がほとんどだったが、そんな素振りを見せることなく、明るく元気に多忙な業務を日々こなし、私たちに接してくれた。

双葉消防の方に、派遣隊が来てくれたことへの感謝とともに言われた「双葉のことも忘れないで。勤務地は違っても、同じ消防として、これからも一緒に頑張っていこう。」という言葉は、生涯忘れない。

第4節 被災地への物的支援、火葬協力、がれきの受入れ

1 物的支援

(1) 救援物資の調達

ア 背景・経緯

震災直後の平成23年3月14日及び15日に、全国知事会経由で被災地から各種支援物資の依頼があり、速やかに都として物資の支援を決定したが、依頼リストには、介護食、紙オムツ等の介護用品やトイレトーパー、使い捨てカイロ、割り箸など、都が備蓄していない物資も多かったため、早急に購入する必要が生じた。

3月15日には、災害時協定を締結していた東京都生活協同組合連合会に物資調達への協力を依頼するとともに、確実に大量の物資を確保するため、過去の災害（三宅島噴火災害）時の経験を踏まえ、複数の大手百貨店にも協力依頼を行った。翌16日、ある百貨店から、都の要請に基づき物資確保のためのプロジェクトチームを立ち上げ、依頼物資を全て確保できる旨の連絡があり、即座に購入を決定した。

その後、3月18日には都民からの義援物資の受付を開始したことに伴い、物資の追加購入を一時見送ることとした。

イ 実績

調達物資一覧（※数量は概数）

飲料水 15万本、トイレトーパー 85万個、使い捨てカイロ 75万個、おむつ 1万枚、介護おむつ 13万枚、介護食 5万個、使い捨て食器 13万個、割り箸 4万組、歯ブラシ 1万個、医療用マスク 5万個、サニタリーショーツ 1万枚 など

(2) 義援物資の受付及び搬送

ア 背景・経緯

被災地の被害状況が報道等を通じて次第に明らかになると、「被災地のために何かできないか」「被災地に物資を送りたいがどうすればいいか」といった都民からの問い合わせが増えていった。都ではこれまでに広く義援物資の募集を行ったことはなかったが、被災県からの支援要請もある中、募集を実施することとした。

イ 実績

(ア) 物資の受付

受付が開始されると、他人事ではないと感じた多くの都民が都庁を訪れ、受付会場である第二本庁舎1階は、義援物資であふれかえった。



義援物資（都庁第二本庁舎1階）

受付期間	平成23年3月18日から27日まで
受付場所	個人：東京都庁第二本庁舎1階 企業、団体等：京浜トラックターミナル（大田区平和島） ※問い合わせ対応のためのコールセンターを設置
件数	35,190件（10トントラック換算 165台以上）

(イ) 物資の搬送

寄せられた義援物資等は、一般社団法人東京都トラック協会の協力を得て、岩手県、宮城県及び福島県の倉

庫に配送したが、被災地での県倉庫の不足や不要不急物資の滞留などにより、支援物資を必要とする施設等へのきめ細かな配送が困難となっていた。

こうした中、平成23年7月から、県内施設のオーダーに基づき直接施設に物資を搬送する「福祉物資輸送システム」の運用が開始された。

担当者コメント

都民等から寄せられた大量の救援物資は、種類を問わず段ボールに寄せ集めて入っていることが多く、仕分けに多くの労力を費やすこととなった。このことから、救援物資を募集する際は、細かな種類別に整理しながら受け付けし、被災地のニーズにあった物資をスムーズに搬送する必要性を痛感した。

(3) 庁有車の譲渡

ア 背景及び経緯

被災地自治体では、各種の公用車、消防車両及びバス事業者のバス車両などが津波被害等により使用不能となり、絶対的な数が不足していた。このことを受け、現地のニーズを踏まえた上、廃車予定であった庁有車等を無償譲渡した。

【実績】

譲渡車両	台数	譲渡先
道路巡回車	7台	宮城県、岩手県宮古市、大船渡市、釜石市
都営バス車両	49台	宮城交通(株)、岩手県交通(株)
水道局・下水道局公用車	215台	岩手県、宮城県、福島県及び各県内の自治体
消防車両(査察広報車、化学車等)	13台	岩手県及び宮城県内の消防本部

譲渡車両の例



道路巡回車



都営バス車両



給水車



化学消防車

2 犠牲者の火葬支援

(1) 背景

震災発生後、がれきの撤去作業や捜索活動が本格的に進み、一日あたりの収容される遺体の数が1,000体にも上る可能性があったが、一方では火葬場の被災や燃料不足、停電等により火葬能力が低下し、火葬できない遺体が日々増加するなど深刻な状況となっていた。中でも、死亡者数が最も多かった宮城県では、県内の火葬場だけでは明らかに対応が困難となり、一時的な土葬である仮埋葬なども余儀なくされていた。

こうした状況において、全国から集まったドライアイスを使いながら遺体の腐食を防いでいたが、遺族への配慮や公衆衛生の観点から、一刻も早く遺体を弔うことが求められ、全国知事会及び宮城県知事から火葬支援の要請を受け、公営火葬場及び民営火葬場の協力を得ながら支援を実施した。

(2) 実績

支援対象	宮城県
実施期間	平成23年4月1日から5月31日まで
火葬支援数	860体
受入先	瑞江葬儀所(都)、四ツ木斎場(民間)、臨海斎場(臨海部広域斎場組合)

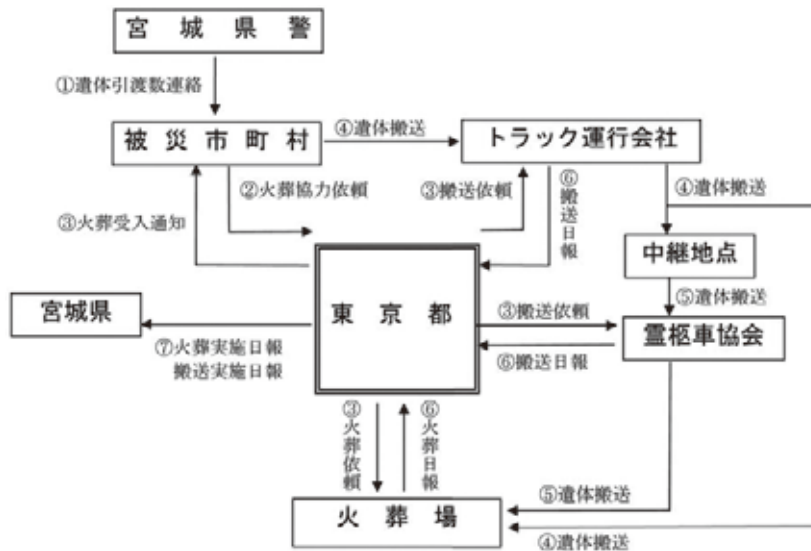
ア 火葬

限られた時間内に多数の遺体の火葬、収骨を行うため、親族の立ち合いは遠慮していただき、地元自治体職員による立ち合いのもと、火葬を実施した。

イ 遺体の搬送

自治体が実施する広域火葬については、通常、依頼する側の自治体が搬送手段を確保することとなるが、今回の火葬支援では、宮城県の要請を踏まえ、都が搬送手段も含めて支援をした。また、一般火葬者への配慮の観点から、斎場での葬儀中にトラックが犠牲者の遺体を搬入することを避けるため、都内に遺体を載せ替えるための中継地点を確保し、一体ずつ霊柩車で火葬場へ搬送した。

火葬協力フロー図



トラックから霊柩車への載せ替え

(葬儀所における受入れ：瑞江葬儀所の例)

都の瑞江葬儀所では、被災地の遺体の火葬受入れにあたり、一時安置所を急遽設置し、火葬の具体的な手順等を決めた。地元区や地元町会などの関係者に周知の上、一般都民の火葬は一時中止し、葬儀所内は関係者以外立入禁止とした。

大量の遺体を間違いなく火葬し、収骨及び引渡しを行う上でミスは絶対に許されない。このため、身元不明の遺体と火葬受入れリスト等との照合、特例的な火葬に伴う火葬証明書 の迅速な発行、遺体の取り違い防止、さらには火葬炉のフル稼働に伴うトラブルへの備えなど、事前に検討した作業手順に従い、詳細なシミュレーションを繰り返し行った。165体の火葬協力をを行い、遺族または地元市町に遺骨をお返しすることができた。

火葬を知った遺族が来所されることを想定し、ロビーに祭壇を用意して、収骨後に骨壺をお供えした。遺族からは、とても丁寧な対応ということで、感謝の言葉をいただいた。また、都民の弔意を受け止めるための献花台を設け、多い日には500件近くの献花をいただいた。



祭壇



献花台

担当者コメント

火葬の受入れに当たり、遺体搬送の事業者や火葬場との調整を円滑にできたことは、関係者間での毎年の通信訓練により、連絡体制が確保されていたためであった。

被災地の火葬協力を行うことで受入れができなかった一般都民の火葬については、他の火葬場に引き受けてもらうなど、震災による犠牲者の火葬への協力は、都内の公営及び民営の火葬場による直接・間接の協力があってこそ実現したものであると考えている。

3 災害廃棄物（がれき）の受入れ

(1) 背景・経緯

東日本大震災及びこれに伴う津波により発生した災害廃棄物の量は、岩手県で通常の約9年分、宮城県で通常の約14年分に相当する約1,500万トンにまで達し、被災地の一日も早い復旧・復興のためには、これら膨大な災害廃棄物の迅速な撤去及び処理が急務となっていた。

こうした状況を受け、東京都は全国に先駆けていち早く災害廃棄物の受入表明を行い、その後、公益財団法人東京都環境公社とともに、岩手県（平成23年9月）及び宮城県（平成23年11月）と「災害廃棄物の処理基本協定」を締結し、平成23年11月の岩手県宮古市の廃棄物の受入れから、本格的な災害廃棄物の広域処理を開始した。



災害廃棄物の発生状況（出典：環境省）

(2) 実績

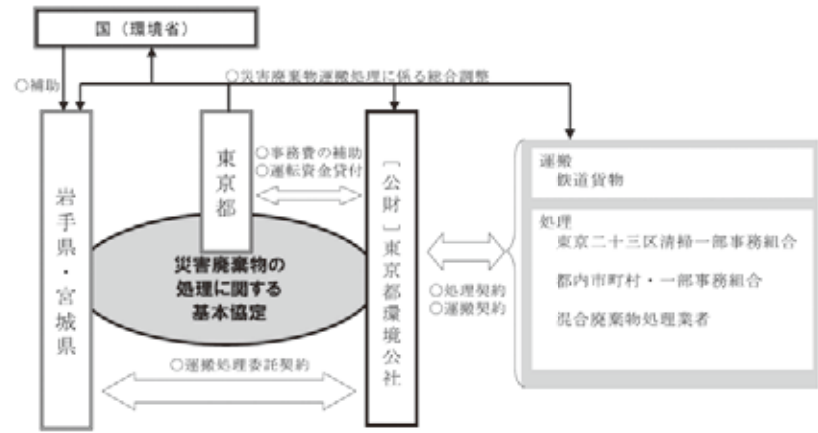
ア 受入処理

平成23年度から25年度までの間、被災自治体で発生した可燃性廃棄物（木くず等）、廃置、混合廃棄物及び焼却灰について、都内清掃工場及び民間処理施設において、リサイクル、破碎、焼却又は埋立処分を行った。

また、各清掃工場での受入れに先立ち、廃棄物の性状、有害物等の分別状況、放射能測定による受入基準への適合などを確認し、試験焼却を行うとともに、本事業について住民の理解と協力を得るため、清掃工場所在地において説明会を開催した。

都内清掃工場及び民間処理施設が岩手県と宮城県から受入処理を行った災害廃棄物の総量は約16万8千トンとなり、これは両県の広域処理必要量（他県における処理必要量）約63万トンの約27%に相当するものであった。

東京都災害廃棄物処理支援事業スキーム



搬出元別受入処理概要

	災害廃棄物の種類	受入処理量 (トン)	受入処理期間		
			平成23年度	平成24年度	平成25年度
岩手県	宮古市 建設混合廃棄物、廃機械・機器類	18,011		H23.11~H24.6	
	山田町 廃プラ系混合廃棄物	1,330			H25.7~H25.9
	大槌町 建設混合廃棄物、廃機械・機器類	21,433		H24.7~H25.4	
	釜石市 建設混合廃棄物、漁網系混合廃棄物	31,876			H25.4~H25.12
	大船渡市 漁網系混合廃棄物	2,275			H25.9~H26.2
	陸前高田市 建設混合廃棄物	31,123			H25.4~H25.11
宮城県	女川町 可燃性廃棄物（木くず等）	31,428	H24.12	H24.3~H25.3	
	石巻市 建設混合廃棄物、廃置	30,411		H24.7~H25.4	
	合計	167,891			

※各項目は小数点以下が切捨て表示のため、合計値が一致しない

受入処理量の推移



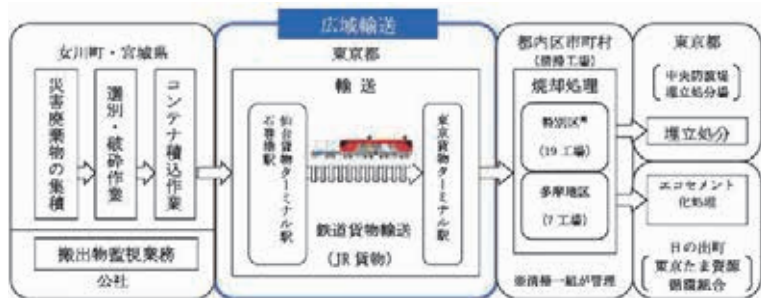
イ 鉄道貨物輸送

大量の災害廃棄物を都内に輸送するにあたり、船舶輸送では陸揚げ時の廃棄物の飛散防止のための施設整備や安全対策に時間を要することや、甚大な被害を受けた港湾施設の復旧に時間を要することなどの課題があった。また、トラック等の車両による広域輸送は、被災地の復旧業務が行われており、長距離運転手及び車両の

確保が困難であった。

こうしたことから、最終的に鉄道貨物によるコンテナ輸送を採用し、被災自治体が災害廃棄物の積込・搬出、都内自治体等が受入処理、JR貨物が被災地から受入処理施設までの輸送を担い、都は総合調整（実務は公益財団法人東京都環境公社）を行った。

広域輸送における役割分担（宮城県女川町の例）



災害廃棄物専用列車

○仮置場における廃棄物搬出前後の状況



平成 23 年 11 月 (搬出前)



平成 24 年 6 月 (搬出後)

岩手県宮古市宮古運動公園仮置場



平成 24 年 4 月 (搬出前)



平成 24 年 11 月 (搬出中)

宮城県石巻市仮置場

担当者コメント

今回得られた貴重な経験は、今後の発生確率が高いと言われる首都直下型地震への対応などに活かせるものであり、後世に残すことを目的として「東京都災害廃棄物処理支援事業記録」（東京都環境局）を編纂した。

東京都においても、平成 25 年 10 月の台風 26 号による大島町の土砂災害により、同町の処理能力をはるかに超える災害廃棄物が発生したが、その処理を約 1 年で終わることができたことは、東日本大震災に伴う災害廃棄物処理支援事業を通じて得られた貴重な経験やノウハウの賜物である。



第5節 発災直後の都内避難者支援

1 避難所の提供

(1) 概要

被災地から都内に多くの方が避難されてくることを踏まえ、平成23年3月17日以降、都立施設において、災害救助法上の避難所としての緊急受入れを実施した。各施設では、職員がゼロから受入環境を調べ、24時間体制で希望者を受け付け、食事のほか、入浴券、生活物資、電話や通信、医療・保健・法律相談などを提供した。同年4月以降は、都内ホテル・旅館等や都営住宅など、より良好な避難環境が準備され、避難者は順次移転していった。さらに同年6月以降は応急仮設住宅へと移行していく（詳細は第5章第1節1参照）。

(2) 実績

施設名（所管局 ※当時）	期 間	最大受入数
東京武道館（スポーツ振興局）	平成23年3月17日から4月24日まで	362人
味の素スタジアム（スポーツ振興局）	平成23年3月17日から5月22日まで	187人
東京ビッグサイト（産業労働局）	平成23年3月22日から4月24日まで	162人
グランドプリンスホテル赤坂（都市整備局）	平成23年4月9日から6月30日まで	788人
東京セントラルユースホステル（産業労働局）	平成23年4月3日から7月15日まで	58人
都職員共済組合施設（職員共済組合）	平成23年3月18日から7月31日まで	158人
都内ホテル・旅館等（産業労働局）	平成23年4月24日から12月15日まで	549人

2 児童・生徒の受入れと心のケア

(1) 概要

都内の避難所や親類宅等に避難した者の中には、多くの児童・生徒が含まれており、就学機会の確保が求められた。平成23年3月14日には文部科学省から、被災した児童・生徒等の公立学校への受入れにつき、希望があれば可能な限り弾力的に取り扱い、教科書や入学料の取扱い、心のケアの充実などにつき十分な留意を求め通知が発出された。

都内の避難所では、所在区市の教育委員会や都教育委員会が就学相談等を実施した。また都は、区市町村が実施する被災幼児・児童・生徒向けの就学支援・援助事業に対して補助を行った。都立高等学校等でも、希望する生徒の転入学を面接等必要な検査を実施の上で受入れ、入学考査料や入学料等の免除、教科用図書や体操着等の用具、校外学習に要する費用の給付などの支援を行った。

BumB 東京スポーツ文化館等では、被災により通学が困難となった児童・生徒に、衣食住を提供し、就学を支援した。入所児童・生徒は、都立学校の教員・寄宿舎指導員や学生ボランティアによる学習支援を受けながら共同生活を送った。

あわせて、被災地から転入した児童・生徒の心のケアのため、都内区市町村からの要請に基づき公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、BumB 東京スポーツ文化館等にも専門スタッフを派遣した。また、被災地児童・生徒と保護者に24時間対応する電話相談窓口を整備した。

なお、一部の就学支援事業は現在も継続中である（第5章第1節2参照）。

(2) 実績**ア 都内公立学校の被災児童・生徒等受入状況**

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	24	31	20
小学校	659	591	545
中学校	235	236	231
高等学校	198	231	45
中等教育学校	1	1	1
特別支援学校	17	15	15
合 計	1,134	1,105	857

※各年度 5月1日現在の人数

イ BumB 東京スポーツ館の受入状況

期 間	平成 23 年 3 月 24 日から平成 24 年 3 月 30 日まで
人 数	30 人 (小学生 14、中学生 5、高校生 11)

ウ 心のケア実施状況 (平成 23 年度)

内 容	実 績
スクールカウンセラー配置	11 区市町
BumB 東京スポーツ文化館等への専門スタッフ派遣	11 件
被災地児童・生徒・保護者の電話相談	75 件

3 透析患者の受入れ**(1) 概要**

平成 23 年 3 月 16 日、東京都区部災害時透析医療ネットワーク、日本医師会、東京都医師会から、震災により透析医療が受けられなくなった福島県の患者の受入要請があり、都は同日中に受入れを決定した。都が患者の宿泊先を、上記ネットワークが通院・転院先医療機関を確保することとなった。

要請を受けた翌日には患者が東京に到着予定という厳しいスケジュールの中、都は、患者の人数や状況も完全に分からないまま、多人数が宿泊できる施設の確保に奔走し、17 日午後には、国立オリンピック記念青少年総合センターと日本青年館ホテルを確保した。

患者は 9 つの医療機関から 21 台の大型バスに分乗し、17 日午後には都庁に到着、5 階大会議場で一旦待機した。都が急きょ手配した 600 個のおにぎりが提供され、石原知事（当時）も患者を激励した。車椅子利用



5階大会議場で待機する患者のみなさん

者や要介助者が事前情報より遥かに多く、現地から付き添った医療スタッフも患者の診療情報を把握していない等の事情により、宿泊先の調整や患者の移動に長時間を要したが、同日夜には全員が宿泊施設に移動することが出来た。

翌3月18日より、都内45か所の協力医療機関で透析治療が始まった。国立オリンピック記念青少年総合センターは都職員の24時間常駐・管理が利用の条件だったこと、見守りや介助が必要な患者が大部分を占めていたことなどから、都職員が交替で各宿泊施設に詰め、都立看護専門学校の教員・学生が、ボランティアで健康管理支援等を行った。さらに、国立オリンピック記念青少年総合センターの利用が3月24日までであったため、同月22日と24日の2回に分け、患者をJICA東京国際センターと新宿ニューシティホテルに移送した。3月末には現地医療機関の診療再開準備が調い、4月3日に入院患者を除く全員が東京を後にした。

前例のない取組であったが、福祉保健局を中心に、医療機関、宿泊施設、ボランティア等の協力により、全ての透析患者が福島県へ戻るまできめ細やかな支援を提供した。

(2) 実績

受入期間	平成23年3月17日から4月3日まで
受入宿泊施設	3月17日から同月24日まで：国立オリンピック記念青少年総合センター、日本青年館ホテル 3月22日から4月3日まで：JICA東京国際センター、新宿ニューシティホテル
患者数	399名（入院患者を除く）

